

平成24年第2回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

平成24年2月24日（金）午後1時30分

西別館会議室

2. 委員の現在数

18名

3. 出 席 委 員

1 番	大 野 木	奥 治	2 番	茅 野	理
3 番	根 本	勇	4 番	田 口	重 幸
5 番	森	正 昭	6 番	印 南	宏
7 番	三 須	清 一	8 番	甲 斐	俊 光
9 番	斉 藤	隆	10 番	染 谷	智 一 郎
12 番	阿 曾	敏 夫	13 番	渡 辺	陽 一 郎
14 番	渡 邊	光 雄	15 番	増 田	忠 夫
17 番	須 藤	喜 一 郎	18 番	小 池	良 雄
19 番	高 田	勝 禧			

4. 欠 席 委 員

11 番 新 堀 政 夫

5. 出席事務局職員

局 長	海 老 原 美 宣
次 長	飯 塚 豊
次長補佐	大 野 祐 信
農地係長	花 嶋 孝 雄

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 5 号 平成 24 年度我孫子市農業施策について（建議）

報告事項

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 4 号 軽微な農地改良の届出について

報告第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可について

議長 本日は委員さん方には出席ご苦労さまです。会議場の変更ということで、先ほど局長からもありましたように、今月、来月ですか、ちょっと会場がいつものところと違います。ご不便をおかけしますが、どうぞご審議をよろしくお願いします。

それでは、ただいまより平成24年第2回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は17名ですので、委員総数の過半数を超えているため、総会は成立しております。

初めに、会議規則第26条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

18番 小池良雄委員

19番 高田勝禧委員

よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。

最初に、議案の審査をいたします。

本日の議案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 皆さん、こんにちは。議案の説明に入る前に、議案書の差しかえをお願いしたいと思います。横になっているものですね。議案書4ページということです。訂正箇所は議案書4ページになります。整理番号3の利用実面積が排水路用地の訂正の申し出があったものですから、165.01㎡から1平米ふえまして、166.01㎡に変更になりましたので、差しかえとご訂正をお願いしたいと思います。

それでは、説明させていただきたいと思います。

本日ご審議いただく案件は、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」から第5号の「平成24年度我孫子市農業施策について（建議）」までの5議案についてご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第1号の「農地法第4条第1項7号の規定による転用届出に対する専決処分について」から報告第5号の「農地法第5条の規定による許可について」までの5項目についてご報告させていただきます。

以上でございます。

議長 当局からの議案説明については以上で終わりました。

それでは、議案第1号から第4号まで、第1部会での審議結果について、小池部会長から報告をお願いいたします。

小池部会長（第1部会） それでは、議案第1号から第4号までについて、部会での審議

結果について報告いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」3件報告いたします。

整理番号1、議案書は1ページ。議案資料は1ページから5ページになります。

申請地は、我孫子新田字白山下地先、我孫子農産物直売所から西へ約300mほどのところに位置している畑で、3筆、申請面積は1,577㎡でございます。

申請理由でございますが、申請者は市内で稲作をしていますが、自宅近くでも耕作したい意欲がわき、農業経営基盤拡大を図るため、申請地を売買により取得するものです。

売買価格は、議案資料1ページのとおりで、平米単価は約1,300円でございます。

今回取得される畑の営農計画については、季節の野菜を作付し、直売及び市場などに出荷していくということでございます。

譲受人の営農状況であります。耕作面積は5,286㎡で、世帯構成は2人、家族2人が従事者でございます。

続きまして、整理番号2、議案書は1ページ、議案資料は6ページから10ページになります。

申請地は、上沼田地先、我孫子高等学校野球場から東へ約200mほどのところに位置している田1筆、申請面積は1,667㎡でございます。

申請理由でございますが、現在、自作地1万4,709㎡の農地を耕作しておりますが、農業経営基盤拡大を図るため、申請地を売買により取得するものです。なお、申請地の農地は2筆に分筆されており、今回の申請地は道路に面していない東側の部分ですが、農機具等の搬入については、土地使用承諾書を確認しております。道路側に面している農地につきましても、申請地が近々購入を考えております。

売買価格は議案書資料6ページのとおりで、平米単価は約500円でございます。

譲受人の営農状況であります。耕作面積は1万4,709㎡で、世帯構成は5人家族で、5人が従事者でございます。

続きまして、整理番号3、議案書は1ページ、議案資料は11ページから15ページになります。申請地は岡発戸字下戸井地先、古利根沼から南は約500mほどのところに位置している田1筆、申請面積は2,600㎡でございます。

申請理由でございますが、現在、自作地5,372㎡の農地を耕作しておりますが、農業経営規模拡大を図るため申請地を売買により取得するものです。

売買価格は、議案資料11ページのとおりで、平米単価は1,000円でございます。

譲受人の営農状況であります。耕作面積は1,372㎡で、世帯構成は2人家族で、2人が従事者でございます。

なお、3件とも現在耕作している農地及び申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでございました。

また、申請地を確認し、内容を審議したところ、下限面積を含め、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、第1部会では全員一致をもって許可相当であるとの判断をいたしました。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

議案書は2ページ、議案資料は16ページから21ページになります。

申請地は、下ヶ戸字十六町地先、かじ池から南へ約200mほどのところに位置している畑1筆、申請面積は1,289㎡のうち374㎡でございます。

農地区分は、土地改良事業を実施した区域であり、全体面積が10haを超えることから、甲種農地と判断いたしました。

申請理由でございますが、現在使用している農業倉庫は親戚の倉庫で、近隣から移動の要望を受けております。そこで、自宅地に建築を考えましたが、自宅地も住宅化が進んでおり、近隣に迷惑をかけるおそれがあるため、自宅から比較的近い、近隣に迷惑をかけることが少ないと思われるところに、平屋建て、鉄骨造で、床面積72.52㎡の農業用倉庫を建築し、もみ貯蔵庫及び作業場として使用するものです。

他法令の関係では、都市計画法が該当し、現在、宅地課に申請しています。

建設費は590万円、農業用倉庫購入申込書を確認しております。

申請地を確認し、申請内容をもとに審議したところ、第1部会では全員一致をもって許可相当であるとの判断をいたしました。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、3件報告いたします。

整理番号1、議案書は3ページ、議案資料は22ページから25ページになります。

申請地は、高野山新田字宮下地先の田3筆、申請面積は1,002㎡でございます。

転用目的ですが、申請地は鳥の博物館より東へ200mのところの農用地で、北側が市道に面した田で、水稻を作付していたところでございますが、周囲の土地より地盤が低く、雨水を集めてしまうため、農地造成を行い、地盤面を平均110cmほどかさ上げるものです。

搬入する土砂は、我孫子市名戸ヶ谷病院より発生した建設発生土を柴崎にある資材置き場に保管したもので、土砂の安全性については地質分析結果を確認しております。

土砂の搬入につきましては、搬入車両4t車を使用し、作業範囲には関係者以外の立ち入り禁止措置を施して、歩行者及び一般車両の安全確保に努める計画になっております。

次に、埋め立て期間等についてでございますが、工事期間は許可後から6月末までを予定しており、農地造成後は畑として季節の野菜の作付が計画されております。

農地造成に係る費用は搬入者がすべて負担するもので、申請者の負担はありません。

他法令の関係では、市の埋め立て条例が該当し、現在、手賀沼課に申請しております。

続きまして、整理番号2、議案書は3ページ、議案資料は26ページから29ページになり

ます。

申請地は、岡発戸字仲谷津地先の畑2筆で、申請面積は2,088㎡でございます。

転用目的ですが、申請地は五本松公園の近くに位置した畑で、季節の野菜を作付してきたところでございますが、申請地は水はけが悪く、作物の収穫量がよくありませんでした。そこで申請地を建設発生土で埋め立て盛り土し、地盤面を道路面より高くするものです。

搬入する土砂は、市内公共下水工事等により発生する建設発生土で、土砂の安全性については、地質分析結果を確認しております。

土砂の搬入につきましては、搬入車両4t車及び中型車を使用し、周囲を防護さく、バリケード、防護ロープ等で囲み、粉じん等の発生、土砂等の流失を防止し、のり面をブルーシート等で覆い、災害の発生防止に努める計画になっております。

次に、埋め立て期間等についてですが、工事期間は許可後から7月末までを予定しており、農地造成後は畑とし、季節の野菜の作付が計画されております。

農地造成にかかる費用は、搬入者がすべて負担するものです。申請者の負担はありません。

他法令の関係では、市の埋め立て条例が該当し、現在、手賀沼課に申請をしています。

続きまして、整理番号3、議案書は4ページ、議案資料は30ページから35ページになります。

申請地は、柴崎字山王作地先の畑1筆、申請面積は1,022㎡のうち166.01㎡で、農業公共投資の対象となっていない小集団の区域内にあることから、第2種農地と判断しました。

転用目的ですが、申請地は水道局より北東側へ約200mほどのところに位置している畑に、個人住宅を建築しようとするものです。

土地所有者は、市街化調整区域の線引き前から土地を所有しており、線引き前の土地所有者の土地に、親族が婚姻等により新たに住宅の建築を行うもので、面積が500㎡以下の開発行為のものであります。

なお、ほかに市街化区域の土地を所有していないことを確認しております。

資金については、土地代は親子間の使用貸借などで無償です。

建設費約2,850万円は、住宅ローンの資金計画書を確認しております。

他法令の関係では、都市計画法が該当し、現在、宅地課に申請しています。

なお、3件とも申請地を確認し、申請内容をもとに審議したところ、第1部会では全員一致をもって許可相当であるとの判断をいたしました。

続きまして、議案第4号「農地利用集積計画（案）の決定について」でございます。

議案書は5ページと6ページ、議案資料は36ページと37ページになります。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画（案）の適否について判断を求めます。

申請の権利内容は、新規設定が4件、再設定が1件、申請地は北新田地先の田、外8筆、申請面積は1万8,137㎡でございます。

賃借料は、すべて10a当たりコシヒカリ1等米90kgです。

以上のとおり、計画内容は権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よって、第1部会では、全員一致をもって決定相当であるとの判断をいたしました。

以上で、第1部会で審議した結果の報告を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

長く議案が続いておりましたけれども、以上、議案第1号から第4号までについて部会長から報告がありました。

続きまして、議案第5号「平成24年度我孫子市農業施策について（建議）」の役員会の調整内容について、私から報告いたします。

議案書は7ページ、議案資料は別添、我孫子市農業施策に関する建議書（案）でございます。

1月総会において追加要望を受け付けることが承認され、再度募集を行いましたら8項目が提案されました。

2月16日に第3回の役員会を開催し、委員の皆様からのご要望を受け、内容の調整をいたしました。その結果、建議書（案）の10項目について、全員一致で建議することになりました。このことを報告させていただきます。

以上、議案第1号から議案第4号までについては第1部会長から、第5号については私から報告をさせていただきました。

ただいまの議案案件に対する質疑を一括して求めます。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。何かございませんか。発言ございませんか。

（なし）

それでは、意見がないものと認めます。

部会長は自席にお戻りください。

（小池部会長 自席に戻る）

それでは、議案第1号から順次採決いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第1号は原案どおり許可することにいたしました。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」採決します。

許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号は原案どおり許可することにいたしました。

なお、原案どおり許可相当となりました議案第2号は、千葉県農業会議へ諮問いたします。

それでは続いて、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」採決します。

許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号は原案どおり許可することにいたしました。

なお、原案どおり許可相当となりました議案第3号は、千葉県農業会議に諮問いたします。

議案第4号「農用地利用集積計画（案）の決定について」採決します。

決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおり決定することといたしました。

議案第5号「平成24年度我孫子市農業施策について」採決します。

建議することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第5号は原案どおり建議することにいたしました。

以上で審議案件については終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 それでは、報告1号から5号までについてご報告させていただきます。

議案資料は8ページになります。

報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について」は、議案書8ページの1件、転用目的は共同住宅の届け出です。

続きまして、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、議案書9ページと10ページの6件、転用目的は一般個人住宅6件の届け出になります。

以上、転用届出につきましては、我孫子市農業委員会事務局処務規程第7条の規定に基づき書類を受理いたしましたので、委員会に報告するものです。

続きまして、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、議案書

11ページの1件です。こちらは農地法施行規則68条第1項の規定による解約通知があったものです。

内容については、平成23年5月に農用地利用集積計画の賃借権を設定しましたが、双方合意のもと、平成24年2月7日に解約したものです。

続きまして、議案第4号「軽微な農地改良の届出について」は、議案書12ページの1件です。

申請地は、都部新田字五本松地先の畑、約285㎡を建築発生土で、盛り土の高さ90cm埋め立てするものです。埋め立て後も畑とし、季節の野菜の作付を予定しているところです。

続きまして、報告第5号「農地法第5条の規定による許可について」は、議案書13ページの1件です。

こちらは平成24年2月15日付で許可書を発行しましたので、会長専決規程第3条の規定により報告いたします。

以上でございます。

議長 ただいま事務局より報告がありました。

ただいまの報告に対してご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認めます。

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

それでは、何か委員の方からご発言がありましたらお願いします。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 建議書の内容で、私は4番の稲作の技術指針の周知についてということで、千葉県では放射線セシウムの吸収抑制に向けた稲作についてということで、2012年版技術指針を作成し、対応するとしているということで、市としても早速この技術指針の内容を把握して、農業委員会にも教授願いたいということで、私はこれ建議書の中に入れてさせてもらいましたけれども、実は新聞や何かで千葉県の農林水産部長から担い手第1846号平成24年1月23日付で、玄米への放射性セシウム吸収を抑制するための技術についてという通知文が各市関東農政局千葉地域センターとか、いろいろなもろもろのところで、各市町村長あてにも来ております。

それから、東葛の農業事務所からも1月31日に玄米への放射性セシウム吸収を抑制するための技術の対策についてということで、これは千葉県東葛飾農業事務所でも1月31日に来ております。こういうもろもろの資料が県なり、東葛事務所のほうからも出ておるのにかかわらず、我々農家には伝えられないので、農業委員会でもこういうことを教授してもら

いたいという。それで、私はこのことについて社会資源の活用という文言を入れて建議したような次第ですが、千葉県東葛飾農業事務所にしろ、千葉県農林水産部長から出している、こういういろいろのもろもろの社会資源というやつがあって、そこでは通知を出しているんだけど、私たちのほうには伝わってこないというのが現状でございますので、ひとつ所管の海老原部長さん、よろしく農政課のほうにもこういうことの技術指針ということで、今一番セシウムの問題が問題になっているときに、私が建議した社会資源というのはそういう施設の情報を農業委員らにもわかるようにしてもらいたいということをぜひこの際強調し、お願いする次第ですので、何とぞよろしくお願いします。

たまたまこれは農協としても、今度はこのセシウム、農地の放射能というと、現実には1月23日、県からも出ている、1月に東葛飾農業事務所からも出ているし、こういう技術的なことを、新聞に出ていたもので、私はこれを手賀沼土地改良区にお願いして、資料として要求して、この内容を知ったような次第で、セシウムを薄くするにはカリウムを使えとかというように新聞にも報道されておりますので、ぜひ稲作というのは我々農家の生命線でございますので、市のほうの対応も新聞には出て、我々が知らないようじゃ……、本当にそれは社会資源の活用に広げてもらいたいと思って建議してありますんですから、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。いろいろなご提示をありがとうございます。

では、併任という形で、うちのほうへも海老原局長が来ているので、意見を聞きたいと思います。

海老原局長 今お話しされたこと、それが阿曾さんがおっしゃっているのはどういった新聞なのかあれなんですけれども、東葛飾農業事務所から先ほどのセシウムの吸収を抑えるためにはカリウム施肥が有効ですよというような、そういった東葛飾農業事務所からの通知についてはすべての農家の方に配布させていただきました。そのほか随時、国のほうからあるいは農業事務所のほうから来た資料については、これからも積極的にすべての農家の方にお配りしたいと思います。

阿曾敏夫委員 随時社会資源という形で、そういう制度が国にはちゃんとつくってあるんだから、いち早く情報を出してもらわないとね。

海老原局長 ちょっときょうお持ちするのを忘れたんですけれども、通知した文書をちょっとお持ちすればよかったですけれども。これじゃないです。その前の段階で……

阿曾敏夫委員 私のほうは新聞で出てすぐ、重要な問題だからと手賀沼土地改良区のほうにお願いして、すぐ資料をもらって、なかなか我孫子市の対応がのろいから、建議書のときに社会資源の活用という項目で私は、ぜひ早急に稲作について、だからいろいろとそういう情報を国の社会資源として施設がありますから、情報を発信しているわけですから。

染谷智一郎委員 説明会がありましたよね。そのときも農協のほうの関係もそれで聞いたこともあるんだよね。だけど、ただカリウムというのは非常に結局お米の食味を害するわけだよね、カリウムの過剰摂取というのはね。だから、有効だといいいながら、結局食味は悪くなる。そのカリウムの施肥においてだれが責任を持って、負担するのかと。そういうこともちょっと見えないのね。だから、やってくださいと言うのならば、原因は我々じゃないんだよね。何で農家の方が放射能を阻害するためのカリウム施肥をやらなきゃならないんだという、そういうところまでが行政が突っ込んでいないのが不思議な話だと思うんだよ。農業指導では、確かにおっしゃるように、カリウムを施肥しなさい、自分で施肥をするということは、今低迷している米価に対しても容易にお金が出るわけですよ。原因が自分のせいでないのに、自分らで責任をとるなんていうのは妙な話で、ただ行政は指導しているだけなのよね。指導していて全然負担がないというのは妙な話で、しならばその辺のところの予算をして、これぐらいの予算をするから使ってくださいよというのは、これが指導じゃないのかなという気がするんだよ。使え、使えで、随分勝手な話だよね。原因が自分たちにないんだから。その辺のところはどうなんですか。

議長 そのほかご意見がありましたら。

森委員さん。

森正昭委員 この間の2月20日にJAの理事会に、そのときにセシウムのほうもある程度少しはわかっているんだけど、詳しくはわからないんだよね。3月1日ですか、説明会に出たら、その専門の方にいろいろわからない点は聞いていただきたいということで。カリをやらなきゃいけないんだけど、やり過ぎてもいけないということで、その辺が難しいので、農協のほうでこれだけやりなさいと、これだけでいいよということはなかなか言えないので、専門の方に3月1日に行かれる方は聞いてくださいということなので、そういうことで報告がありましたので、よろしくをお願いします。

阿曾敏夫委員 さっきの米の品質が、カリウムをもっと使うと増幅しやすくなるとか、品質が落ちるとか、その辺のやっぱりいろいろなマイナスもあるわけだから、

議長 事務局、配付資料をちょっと説明してください。

事務局 ご意見ありがとうございます。

阿曾委員のおっしゃいました内容とちょっと関連しますけれども、3月1日に湖北地区公民館で6時から7時半まで、今、森さんも説明していただきましたけれども、普及センターのほうで説明会があります。これにぜひ参加していただきたいと思います。

それと、会長から配付資料ということで、いろいろきょうは机の上に置いて申しわけございません。もう1つ放射線量測定結果、これは建議書5番の稲作圃場の安全性の確保についてということで、クリーンセンター課長に来ていただきまして、役員会で説明していただきました。そのとき役員会の中から20番のセシウムの数値が高いと。20番と申しますものは、1枚ちょっとめくっていただきまして、クリーンセンターから南側のちょうど水田の最後ですね。印をしてございます。その20番が上から坂をくだって雨水が流れてくるようなんです。それで高いんじゃないかということになりまして、クリーンセンターではすぐ対応させていただきまして、次のページをごらんください。1改善前、2ポイント目、改善前ということで、0.563セシウムがあったということで、クリーンセンターのほうでは4番目の改善後として、この場所を10cmほど掘りました。その10cmほど掘ったときに大体基準であろう0.236というところに落ち着いたと。そこでアスファルトを施しましたら、下の0.221、0.219と、この数値になったということです。早急に対応したというご報告があります。

それから、もう1点なんですけれども、これとは別件なんですけれども、根戸堀尻の転用案件については、毎月ご報告で恐縮なんですけれども、まだ業者と話し合いが持たれていない。電話をかけてもかかってこないという状況です。今後千葉県とも協議します。それと通知文も考えてみます。それで対応していきたいと思っております。

それから、最後になりますけれども、会長から急遽役員会を開催したいという要請がありました。部会長と副部会長、きょう総会終了後残っていただければありがたいと思います。

以上です。

議長 印南委員。

印南宏委員 今、農地の土壌の放射線の問題等々出てきたんですが、除染の土壌の関係では一時保管という関係で、前回の農業委員会でも意見が出ました。たしか2月10日に湖北地区の公民館のほうでこの一時保管の問題等、たくさんの人のご意見、出席者のもとに出たというふうに聞いています。これは農業委員会としての議題になるかどうかではありま

せんが、ただ、農家の方々にとってみれば、いわゆる市内の側溝汚泥等、高い放射線量を集めると、どうしても一時保管、ストックするところが必要ですから、クリーンセンターのほうがなるんですが、その周りの農家の人たちにとってみれば、やはり風評被害も含めてさまざまなご心配があるんだろうと思います。これについて農業委員会事務局のほうとしてはどのようにとらえているのか、もしくは農業委員会のほうに2月10日のこういう説明会に対してご説明というか、ご報告することがあるのかないのかも含めて、できればそういう内容の共通理解をするという意味では必要ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

海老原局長 今のお話は説明会の内容がどういうものであったかとか、あるいは市として今後そういったご意見を受けてどうするかというようなことをここでちょっとご報告して……。

印南宏委員 農業委員の先生方の共通の認識があればいいとは思いません。農家の方々もやっぱりご心配もかなりだろうと思いますから、そういうふうな意味で私は申し上げたんですが、もし事務局長のほうで、それはここで話す内容ではないしというのであれば、それはそれでも結構です。

海老原局長 建議案を皆さんからいただくという、その中の1点に、今回の建屋の関係で、その対応についての意見ということで阿曾委員から出ました。建議案にどういった内容で盛り込むかということで、皆さんが共通理解をしていかななくてはならないということで、役員会のときにクリーンセンター課長が来て、今回建てようとする建屋の内容についてご説明をいたしました。改めてここでその建屋についてどのようなものを建てるのか、今後どうするのかということの説明すべきだということなら、私のほうから今手持ちの資料でご説明を。

印南宏委員 そうじゃなくて、その2月10日の会議において、さまざま出た中で、例えばこれは懸案事項かつ問題だなとか、これは農業委員会としても考えなきゃいけないとか。例えば僕なんかは単純に思うと、やはり先ほど農地土壌の関係で、放射能出ていましたよね。確かに行政はやれ、やれと言って、それでお金がどう出るのかというのは、それはわかりませんよね。自分でやれ、やれと言って、どれだけいいのかと。そうじゃなくて、じゃ風評被害なんかが出た場合に、その農家の方々に市が本当にそれを補償するのか、農協、東京電力さんなのか、国なのかとか、そういうような問題も大きな問題ではないのかなと僕は思っているんですよ。ですので、農業委員会のやっぱり農業の方々を守るという意味

での大きな課題だというふうに理解しているからそのようなことを申し上げただけです。

海老原局長 説明会の件なんですけれども、印南委員おっしゃったとおり、2月10日に、まず周辺の農家組合、これは古戸、それから中峠下、上、上新木の農家組合の方を対象に説明会を湖北地区公民館で開催しました。16日、今度は周辺の自治会、建設予定地、クリーンセンターから半径600mほどで円を書きまして、そこをかぶるところの自治会を対象に説明会を開催しました。内容は同じような内容ですけれども、こちらでお話ししたのは、今回のクリーンセンターの中に建屋、汚染土壌を保管する建屋を建設する経緯であるとか、スケジュールであるとか、そういったものをお話しさせていただきました。そこで出たご意見ですけれども、やはり農家の方が一番心配しているのは、汚染された土壌がそこに集まるわけです。それが周辺の農地に与える影響、これを一番心配していらっしゃいました。我々としてはもちろん影響のないような安全性に万全を期して建屋を建設するわけなんですけれども、そうはいつでもやはり放射能がとっても不安だという声がたくさん出ました。もしその影響が出なくても、放射能の影響で米にセシウムが含まれたとかの影響が出なくても、風評被害というのもあり得るだろうと。現実にクリーンセンターの近くでとれた米だから買わないよ、あるいは値段が下がった、そういった場合はどうしてくれるんだというような意見もたくさん出ました。市としては、とにかく今回の建設に関しては、周辺の農家の皆様、それから自治会の皆様のご理解をいただかなければ建設できないというふうに思っております。

ですから、その説明会一回限りではなくて、これからも、あるいは既に日にちが決まっているところもありますけれども、個別の農家組合あるいは自治会を対象に説明会を開いて、理解を求めていきたいと思っております。もし万が一風評被害等で米が売れなくなった、値段が落ちたというときの対応ですけれども、今の市の考えでは、当然のことながらそれは市が責任をもって補償すべきものと思っております。もし価格が下がれば、例えば他の地区との価格と比較してどのぐらい下がったか、そういったものをきちんと出して、その分を保障すると。要らなくなったら買い取ると、こういったこともあり得るだろうと思います。実は今度、あさってですか、日曜日、古戸の自治会での説明会に出向くことになっています。そこでは補償の考え方をもうちょっと詳しく説明していきたいと思っております。その後、中峠下農家組合にもまた説明会を開催したいと思っております。とにかく1回、2回で終わるとは思っておりません。何度も何度も出向いて、きちんと安全性を説明し、ご理解を求めて建設に着手したいというふうに考えております。

議長 ワタナベ委員さん。

渡邊光雄委員 市の処理については、終末処理場のクリーンセンターで一時保管するという事なんですが、そうではなくて、県として手賀沼の終末処理場で東葛地域の汚染も一時保管したいということで、県は特別委員会を設けて決議しているようですが、議会としては反対ということですが、県は説明会をやるというようなことで、そのような対応についてはどのような進み方をしているのかを説明願います。

発言あり 議会ですか。

発言あり 議会のあれを言ったのは。

発言あり それは今。

発言あり 個人的に話すことはできますよ。それがいいのかどうか。だって地域委員が話しているかどうかというのはすごく。

発言あり だから。

発言あり 2月10日の話と手賀沼流域下水道の終末処理場をごっちゃにしないほうがいいですよ。

議長 話中申しわけありません。暫時休憩しますので。

(暫時休憩)

議長 再開します。

ワタナベ委員、どうぞ。

渡邊光雄委員 私の言ったこと議会のほうにお願いしたいんですよ、それは。今言ったように、我孫子市の放射性の物質については、処理場の近くで処理するという事で、それは自分のところで出したものはしょうがないなというふうに思っているんだけど、東葛地域の放射能の汚染の処理を終末処理に持っていきたいということで、県からは説明をされて進んできているわけですね。それで市長は一人ではできないというようなことで、議会に諮ってもらいたいというようなことで、今度は説明会を開くというふうな進め方で今進んでいるようです。だから、その辺についてもきちんと現場の我孫子の1つの問題で

も、そのように非常に反響は広いし、大きな市民感情があるわけですよ。そういったことからして、議会としてもひとつどのように対応するのか。私らは……、議会として反対という決議はしたけれども、県としてはどうしてもそれはそうもいかないということで、説明会を強行するというので、今進めているわけですよ。そういった点からも、ひとつその辺も詳しくやっぱり市民に経過報告をお願いしたいと、そのように思いますよ。それだけでなく、市に我孫子のやつは我孫子で、だから今言った処理場のところへ持っていったわけですよ。だから各市町村でそれに対応してもらえればいいんだけど、各市町村はそうはいかないというようなことで、我孫子の……、県としては処理場に持って行きたいと、こういうふうになっているわけですよ。だから、その辺　そういったことについて、きちんと対応していただきたいというように思いますよ。

議長 議会の先生方、よろしく申し上げます。

そのほかご意見ございますか。

ワタナベ委員。

渡辺陽一郎委員 先ほど役員会で20番のストックヤードの土壌の高いところを原因の調査していただきたいということをお願いして、雨水の集積だと言われましたけれども、あそこは坂道の途中であって、雨水の集積は考えにくいんだよね。そう。だから、違う理屈をつけてくれないと納得できないのと、それと舗装をし直して、0.219マイクロシーベルトに下がったと言われたけれども、これ、〇・一幾つになってくれないと下がったことに入らないぞ。これじゃ全然話にならないよ。まだ0.2あるじゃない。これ、結局田んぼの中でずっと8時間仕事をしていたら、8,000ベクレルからの放射線を浴びることになるわけだから、これは違うでしょう、話が。

議長 どうですか、その辺。事務局。

事務局 今の渡辺委員のご意見をクリーンセンターのほうに的確に伝えておきます。

議長 事務局で確認するということですよ。

そのほか何かございますか。

発言あり まだ休憩中ですか。

議長 いえいえ、再開しました。

議長 そうですか、休憩したほうがいいですか。

じゃ休憩ということではいかがでしょうか。異議ありませんか。

(暫時休憩)

議長 それでは、再開します。

ご意見ありますか。

事務局、ないですか、ありますか。委員さん方、何かありますか、発言。

では、森委員さん。

森正昭委員 今までは東電の風評被害ですか、農協がまとめてやったということなんですけれども、これからは個人でもできるということで、22年度の申告を出せば。

発言あり 23年度じゃないの。

森正昭委員 いや、22年度。去年のじゃなくて、その前のやつね。その前のやつを出すと、個人的に東京電力に行っても受け付けてちゃんとやってくれるということなので、かなりもらっている人もいます。だから、15か20ぐらい出るらしいですね。22年度が100万としたら、80ぐらいのあれで、15万とか20万のお金が補助がもらえるということ。その辺の話がありました。22年度の申告書の正式なものを出してもらえれば、そういうのは認めてもらえるということがありましたので。

議長 そのほかに何か。

ワタナベ委員さん。

渡邊光雄委員 ちょっと細かくてよくわからないんですけど、放射能の137と134というのがあるんですよね。セシウムのね。それはどういう関係があるのか、私はわからないんですけど、わかれば教えてもらいたい。

議長 事務局、その件について簡単に。

海老原局長 同じセシウムの放射性物質ではあるんですけど、半減期間、放射線を出す期間が違うんですよ。134というのは短い、2年か3年なんですけれども、137というのは30年間、半分になるまでね。期間が違います。

渡邊光雄委員 じゃ137というのは半減期が長くて、30年というの。

海老原局長 だから、今、例えば食品分析で……。

渡邊光雄委員 134はじゃ2年。

海老原局長 2年です。今、食品分析結果で、よく134と137は分けて数字を出しているやつありますよね。それを見ていただくと、必ず134のほうが数少ないんです。もう半減期が早いから、137のほうがちょっと高いです。そのようになっていると思いますよ。だから、半減期が違うんですよ。

渡邊光雄委員 半減期の問題か。それは申しわけない、勉強不足で申しわけございませんでした。ちょっとよくわからなかったもので。わかりました。

議長 そのほかございますか。

阿曾さん。

阿曾敏夫委員 うちのほうのあれで、言っては悪いけど、回覧でクリーンセンターの課長の名前で、建屋をつくることについての回覧なんだよね。だけど、現実にはU字溝の放射能の高い汚染されたやつを土木センターに置いてあるわけなの。あの回覧文の内容からいえば、それについて何ら触れていなくて、ただこれからあそこへ置くのについてこういう計画をしていますというような回覧文書なんだよね。だから、その辺もやはり今度は26日に来たときには市長に謝ってもらわなきゃ皆さん承知できないなと言っているけど。

海老原局長 わかりました。それは説明会でも出たご意見で、そもそもあそこはもう既に今131体あると思いますけれども、置く前に地元きちんと説明すべきだったろうという意見はいただいております。それについては本当にこちらから謝らなければならないわけで、説明会ときにはまずは謝らせていただきます。

阿曾敏夫委員 本当に、現実にはあそこへ置いちゃってあるんだよね。そのことについては何ら説明も何もないんですよ。これからのについて、除染についてという話だけど。

海老原局長 なぜそうなったかという経緯も含めて説明会ときにはお話しして、その件

についてはおわびをしたいと思います。

阿曾敏夫委員 それと、だからよく回覧の文書の中に除染という言葉がありますよね。除染というのは何をもって除染なんですか。定義は何ですか。除染と書いて、汚染されたのを除くという意味は意味だけど。除染ということを定義づけているのには何を基準にして除染という、新聞でも出ているけれどもね。

海老原局長 放射性物質を含んだものを生活に近いところから引き離すということだと思うんですね、除染というのは。

阿曾敏夫委員 だから、除染で安全・安心だという話が、よくうちのほうの話の説明に行った人らの話を聞くと、市役所の説明では安全ですと。だから、よく私らも行くと、安全と安心は違うよと。安心とはおのおの個人差があるわけだ。幾ら安全ですよと市のほうの説明でも、皆さん説明を受けて納得しないで帰ってきて、だからまずさっき言ったように、まず一番先にこれだけ汚染されたものが無断で土木センターというところへ手続もしない、都市の施設のクリーンセンター用地に置いたこと自体だっておかしいわけでしょうよ。それが無断で汚染されたものをあそこへ置いて、ブルーシートをかけて、私も雨の中、3日ばかり見に行ったんですよ。本当に、だから市のほうとしては、その辺所管の部長としてぜひひとつ、無断で置いちゃったということは確かに悪いわけだから、これほど騒がれている放射性物質の土のうが、あそこに無断で置いて、これから置くやつについて説明会を今までやってきたけれども、前に置いたのは何らそういう説明がないものね。

海老原局長 ここでまた初めからお話するのは……、簡単にお話しすれば、これまでは汚染土壌については、集めて、一時土木センターに保管して、すぐ中間処理業者に持って行ってもらえたんです。ただ、それが12月か。

阿曾敏夫委員 11月でしょうよ。11月17日でしょう。それから……

海老原局長 中間処理業者が基準値以下でも持っていかなくなってしまったということで、保管にそこに置かざるを得なくなったということなんです。

阿曾敏夫委員 それはわかりますよ。業者が最終処分場に持って行って、あちらで放射能のセシウムや何かが出たという形で持ってきては困るという形であそこに置くようになったという事実があるんだからね。悪いものを無断であそこに置いて、これから置くものに

対して説明会、説明会と言っても、うちのほうの人らは納得いかないし、私ら地元の農業委員をやっていて、そういうことも許せないから、あえて建議書の中に入れてもらったようなわけなんですからね。

海老原局長 何度も言うようですけれども、私は先日もそういったおしかりの言葉をいただきましたし、26日の説明会でもこれまでの経緯を含めてお話しし、ご説明し、おわびもしたいと思いますので。

阿曾敏夫委員 先ほどワタナベ委員からも言われたけれども、手賀沼のやつだって、あそこ面積は45町歩もあるんですからね。

海老原局長 終末処理場。

阿曾敏夫委員 終末処理場。我孫子の行政区域分が15町歩、十五・幾つかな。片方が二十九・何町歩で、合計45町歩あるんですよ。かなり広大な面積だから、あれを我孫子市限り、地元だけで活用すればかなり……。だから先ほど印南委員が言ったように、よその物は引き受けたくなくという話なんだけれどもね。

染谷智一郎委員 せっかくの機会なので、私も、多分その前の説明で言ったけれども、中峠、古戸、上新木ということ、それから、結局市の迷惑施設ということで、環境保全対策協議会というのがあります、けれども、それが補助事業として、農業再生のために、周りを、あるいは、話し合いを持つという機会があったんですよ。市のほうに財政がひっ迫して減額してほしいということで、減額しました。これは私たちも余り知らないうちにやってみたいです。というのは、各農家組合長に予算がないからということで、それから事業仕分けなるものがある、お金がないから、補償対象になっているものについては引き続き検討して、見直しますと、認めても半額ですということもあったと思います。大分減らされて、2分の1だか、3分の1ぐらいにはなったかな。それをまた減らそうということになったので、随分不思議な話で、だんだんそういうしてきたということで、それと補助を出しているということについてはおかしいんじゃないかと。他町村はどうですかというお話をしたところ、市長が、他町村については補助金じゃありません、補償金として出していますと、あくまでもこちらのほうでしますから、減額はしませんよと。ちゃんとした対策もします、話し合いも持ちますと、こういう話だったんですよ。それでこの前、私ももう既に全然タッチしていないけど、何か補償金も減額したというお話なので、それが1点。

だから、それ以降、環境保全対策協議会なるものは、いわゆる部長さんが先頭で、やるべきことを年に一度ぐらい、どうですか、皆さん、環境については保全されていますかというような話ぐらいは当然あるべきなんです。全然うちのほうにない。皆さんがよく知っている体育館の照明、そのことについてはここで事務局〇〇のお父さんから頑張っていて、照明についてはある一定期間はやると、あるいはやめましょうということに、紳士協定だったから、照明を使うことについてはね。それがいつの間にか強引に議会のほうの要望で、何で照明があるのに使わないんだと。当然、稲作の生育期間というのは一番やっぱり夜間照明が利用できるわけだよね。寒いときに何も、稲のないときに夜間の照明をして、スポーツをやるということはないわけですから。だけど強引に照明をつけました。自分たちの反対はあったんだけどね。ただ、結局地域の人たちは非常に行政に対して不信感を持ちちゃっているんだよね。だから、そういう最初のことがちゃんと履行されているなら、それは私たちの地域性もありますから、ところが、ひとたび物ができちゃうと、結局行政の人たちはかわるでしょう。それからトップもかわる。そういう問題が市民に啓蒙しないんですよ。できちゃったものについては非常に粗末なんです。

発言あり あるのは当たり前。

染谷智一郎委員 当たり前のようなもの。もう前からできているからしようがないと。我孫子の方じゃないからしようがないんです。だから。前を見ても後ろを見てもくさいもの、それはあまりにも地域の人を受け入れられないわけですよ。

議長 広範囲にわたりいろいろ意見をありがとうございます。

染谷智一郎委員 皆さんも共有した認識を持つのなら甘んじて受けざるを得ないけど。

議長 委員会としてもその方向で進めていきたいと思いますので。そのほかご意見ございますか。なければ閉会したいと思います。長時間にわたりありがとうございます。閉会といたします。